

目次

第1章 計画の趣旨と位置づけ.....	1
1. 計画の趣旨・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間.....	2
4. 対象地区.....	3
5. 対象とする空家の種類.....	3
(1) 空家等（空家法第2条第1項）	3
(2) 特定空家等（空家法第2条第2項）	3
第2章 現状及び課題.....	4
1. 人口の推移.....	4
2. 空家の状況.....	6
(1) 空家の状況把握の進め方.....	6
(2) 空家現地調査.....	7
(3) 所有者等意向調査	12
3. 空家に関する課題	17
(1) 空家の増加についての課題.....	17
(2) 空家の適切な管理についての課題	18
(3) 空家の利活用についての課題.....	19
第3章 基本方針	20
1. 基本的な考え方	20
2. 基本方針.....	20
(1) 空家の「発生抑制」	21
(2) 空家の「適切な管理」	21
(3) 空家の「利活用の促進」	21
第4章 空家問題に対する具体的施策	22
1. 空家の「発生抑制」施策.....	22
(1) 建物所有者等の意識の醸成.....	22
(2) 建物の良質化・長寿命化の促進	23
2. 空家の「適切な管理」施策.....	25
(1) 空家所有者等への意識啓発.....	25
(2) 管理不全な空家の所有者等への対応.....	25
(3) 協働による空家の維持管理に向けた体制づくり.....	25
3. 空家の「利活用の促進」施策.....	27
(1) 空家の利活用に関する仕組みの構築検討.....	27
(2) 地域課題に応じた利活用促進に関する仕組みの構築検討	28
(3) 各種支援制度を活用した空家の利活用等支援	30

第5章 管理不全な空家への対応.....	32
1. 特定空家等への措置.....	32
(1) 特定空家等の定義.....	32
(2) 特定空家等の判断.....	33
(3) 特定空家等に対する措置.....	34
(4) 固定資産税等の住宅用地特例措置の除外.....	37
2. その他管理不全な空家への対策.....	38
(1) 大阪狭山市木造住宅耐震改修補助制度.....	38
(2) 緊急時における危険な空家への対応.....	38
(3) 管理不全な空家の指導に関する関係法令に基づく対応.....	38
第6章 計画の推進.....	40
1. 実施体制の整備.....	40
(1) 庁内の実施体制及び役割.....	40
(2) 法定協議会の設置.....	40
(3) 大阪府や府内市町村との連携.....	40
(4) 関係団体・機関との連携.....	41
2. その他空家対策の実施に関して必要な事項.....	42
(1) 継続的な空家の状況把握・情報の整備更新.....	42
(2) 進行管理.....	42
(3) 長屋や共同住宅の空き室に関する対策.....	42
用語集.....	43

資料編.....	47
----------	----

空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

住宅・土地統計調査の結果

大阪狭山市空家等実態調査（現地調査・意向調査）の集計結果

庁内関連部署の役割

空き家・住まいの相談窓口（大阪の住まい活性化フォーラム）

大阪狭山市空家等対策協議会規則

※ 文中「*」を付けた用語は、本編末尾の用語集に内容を示しています。

- 「空家」の表記は、送り仮名の付け方（昭和 48 年（1973 年）内閣告示第 2 号）によれば「空き家」ですが、法律では「空家」として使用されています。なお、本計画においては「空家」と統一した表記としています。
- 本計画中における元号は「平成」を使用しています。今後、元号が改められた場合は、新たな元号が施行された日以降の元号及びそれに続く年数を、新たな元号及び年数に読み替えることとします。